

全国こども政策関係部局長会議

令和6年1月

こども家庭庁長官官房

1. こども政策について

- (1) こども基本法とこども大綱.....003
- (2) 自治体こども計画策定支援.....012
- (3) こども未来戦略「加速化プラン」017
- (4) こども・若者の意見反映.....022
- (5) 地域少子化対策重点推進交付金.....041

2. こどもまんなかアクションについて045

3. こども政策 DX（令和5年度補正予算事業）について

- (1) こども政策 DX の実現に向けた実証事業について.....052
- (2) こども政策DX見本市開催事業について.....053

こども政策について
～こども基本法・こども大綱等～

こどもまんなか
こども家庭庁

本日のアウトライン

- こども基本法 と こども大綱
- 自治体こども計画策定支援
- こども未来戦略「加速化プラン」
- こども・若者の意見反映
- 地域少子化対策重点推進交付金

こども基本法とこども大綱

こども基本法(1)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
 (例)居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
 (例)働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
 (例)教育施策(国民全体の教育の振興など)
 医療施策(小児医療を含む医療の確保・提供など)
 雇用施策(雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など)

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、ような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

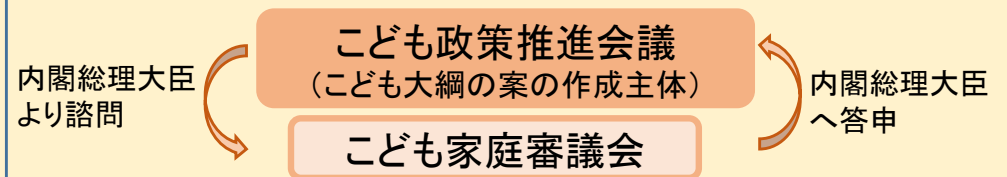
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

こども大綱等に関する岸田総理大臣ご発言 (令和5年12月22日こども政策推進会議)

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
 - ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (一般向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての関係に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (こども・若者向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・ こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・ こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・ おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

加藤 鮎子

自治体こども計画策定支援について

こどもまんなか
こども家庭庁

都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定支援(1)

子ども基本法上の位置づけ

(都道府県子ども計画等)

- 第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども大綱上の位置づけ

第2 子ども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、子ども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体子ども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

第4 子ども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3) 自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体子ども計画の策定促進)

子ども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体子ども計画は、各法令に基づく子ども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるととされており、区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

子ども施策に関する計画を自治体子ども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体子ども計画の策定・推進状況や子どもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

➤ 子ども家庭庁は自治体の子ども計画策定をサポートするため、次頁の施策を実施。

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(2)

支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

- 自治体が行うこども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し支援するもの。早期にこども計画の策定を進める地方自治体を重点的に支援する。（本補助金は令和8年度までを想定。）
- 補助基準額 都道府県：5,000千円 市町村：3,000千円
- 補助率 1 / 2（国庫補助上限額 都道府県：2,500千円 市町村：1,500千円）
- 国予算 令和5年度補正予算 1.3億円 令和6年度当初予算案 0.7億円
（参考）令和5年度当初予算 0.7億円（採択自治体数42、事前協議自治体数423）
- 令和6年度事業スケジュール
R5/12/26 令和6年度事業 事前協議受付開始（予定）
～R6/1/19 事前協議受付〆切
2月 事務局審査（審査基準については12/26に案内予定）
3月 内示
4月 交付決定



（参考）令和5年度事業採択自治体

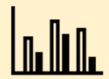
都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(3)

支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

（補助メニュー1）自治体こども計画策定に向けた調査等



- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査
- ③ ①及び②の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握



【留意点】

- ア 上記①～③に掲げる調査等のうち、原則として、自治体こども計画以外の計画策定のための個別の調査・取組のみを行う場合には本事業の対象とはならない。（自治体こども計画策定のための調査を複数年度かつ複数の調査方法にて行う場合、実施計画書にその旨を記載すること。交付対象は当該年度分の経費のみが対象となる。）
- イ 実態調査・分析等に当たっては、必要に応じて、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう創意工夫に努めること。

（補助メニュー2）調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定



- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など
（例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など）



【留意点】

- ア 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども施策担当部署だけではなく、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関と幅広く意見交換を行い、計画の策定を進めること。
- イ 庁内関係部署やその他関係機関、NPO等の民間団体との有機的な連携の確保に努め、多様な意見の聴取に努めること。
- ウ 必要に応じてKPI等を設定し、効率的な運用となるよう努めること。
- エ 聴取した意見については、反映した意見、未反映となった意見、未反映となった理由について整理しフィードバックするよう努めること。
- オ 計画がこども・若者にとってわかりやすいものとなるよう努めること。

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(4)

支援②～計画策定ガイドラインの作成～

- 自治体の中には既に、こどもに関する計画を一体的に策定している事例やこども・子育て関係者等に意見を聴きながら計画策定を行っている事例があることから、これらの調査を行うことにより、自治体こども計画の策定手順や留意点をまとめたガイドラインを取りまとめ、令和5年度末をめどに公表する。また、令和6年度は事例の調査範囲や内容を拡充し、ガイドラインの改定を予定している。

- (スケジュール) R5.10～ こどもに関する計画の基となる法令等の調査、整理
R5.11～ 事例調査・自治体ヒアリング
随時 ★有識者会議 (全4回)
R6.3 ガイドラインのとりまとめ・公表

★ 有識者会議について

R5.11.27 第一回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議

- ・ガイドライン構成案についての方針を確認

➢ こども大綱の概要を示しつつ、地域の実情を踏まえた計画策定支援となるようなガイドラインとすること
ヒアリングをはじめとする調査を踏まえて自治体の現状に沿ったガイドラインとすること

R5.12.26 第二回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議 (予定)

- ・ガイドライン骨子について確認、自治体ヒアリングの現状共有

R6.2～3 第三～四回を実施予定。

※会議の状況についてはこども家庭庁ホームページでも公表中。

都道府県こども計画・市町村こども計画



こども未来戦略「加速化プラン」について

こどもまんなか
こども家庭庁

こども未来戦略の検討経緯

令和5年1月6日：総理指示

こども政策の強化について検討を加速するため、こども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途にたたき台をとりまとめ

令和5年1月19日

「こども政策の強化に関する関係府省会議」（座長：こども政策担当大臣）の設置

令和5年3月31日

「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表

令和5年4月1日：こども家庭庁発足、こども基本法施行

令和5年4月7日

「こども未来戦略会議」を設置（議長：総理大臣）

令和5年6月13日

「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

3兆半ばの予算規模の「こども・子育て支援加速化プラン」及びそれを支える財源の骨格を提示

令和5年12月11日

「こども未来戦略会議」にてこども未来戦略(案)を議論

令和5年12月22日

「こども未来戦略会議」にてとりまとめ、閣議決定

「こども未来戦略方針」を具体化し、3.6兆円程度に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」の内容及びそれを安定的に支える財源の具体的内訳と金額を提示

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **正規・非正規問題への取組**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月

- ✓ **所得制限を撤廃**
- ✓ **高校生年代まで延長**
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ **第3子以降は3万円**

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

実施中（2025年度制度化）

- ✓ **出産・子育て応援交付金**
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
- ✓ **伴走型相談支援**
様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産費用の軽減

実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2 出産費用の保険適用
※2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育の負担軽減を拡大

- 世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から
- ✓ 修士段階の**授業料後払い制度**の導入
- ✓ **貸与型奨学金**の返還の柔軟化

子育て世帯への住宅支援

- ✓ **公営住宅等への優先入居等**
- ✓ **フラット35の金利優遇**

今後10年間で計30万戸

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ **「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設**
• 月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み**
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）
- ✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ**
• **76年ぶりの配置改善**：（1歳児）6対1→5対1 （4・5歳児）30対1→25対1
• 民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善**
• 「**小1の壁**」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ **多様な支援ニーズへの対応**
• 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
• **児童扶養手当**の拡充、**補装具費**支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）
→ **男性育休を当たり前に** ※2022年度：17.13%

- ✓ **育児休業取得率の開示制度の拡充**
- ✓ **中小企業に対する助成措置を大幅に強化**
• 業務を代替する周囲の社員への**応援手当**の支給への助成拡充

育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため **給付率を手取り10割相当に** ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ **「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設**
• 時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ **時短勤務時の新たな給付** → 支援策の内容は世界トップレベル

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自のこども・子育て施策(例) ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)

就労要件等を問わずこどもを預けられる取組

幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等

放課後児童クラブに対する独自の支援

産前・産後ケアや伴走型支援の充実

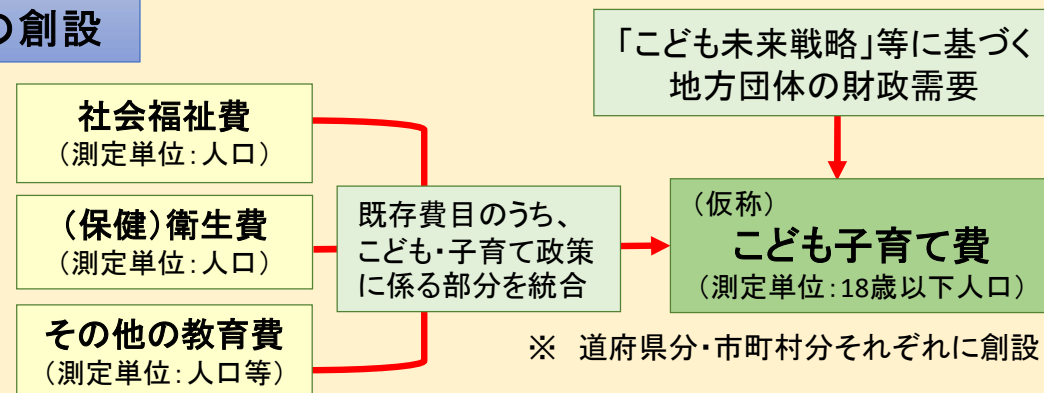
ひとり親家庭等への支援

こどもの居場所づくりへの支援

結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例)
- ・ 子育て相談室
 - ・ あそびの広場
 - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

(2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- (例)
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - ・ バリアフリー改修
 - ・ 園庭の整備（芝生化）
 - ・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

2. 地方財政措置

充当率: 90%

交付税措置率: 50% (機能強化を伴う改修) 又は 30% (新築・増築)

3. 事業期間

令和10年度までの5年間 (「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間)

4. 事業費

500億円

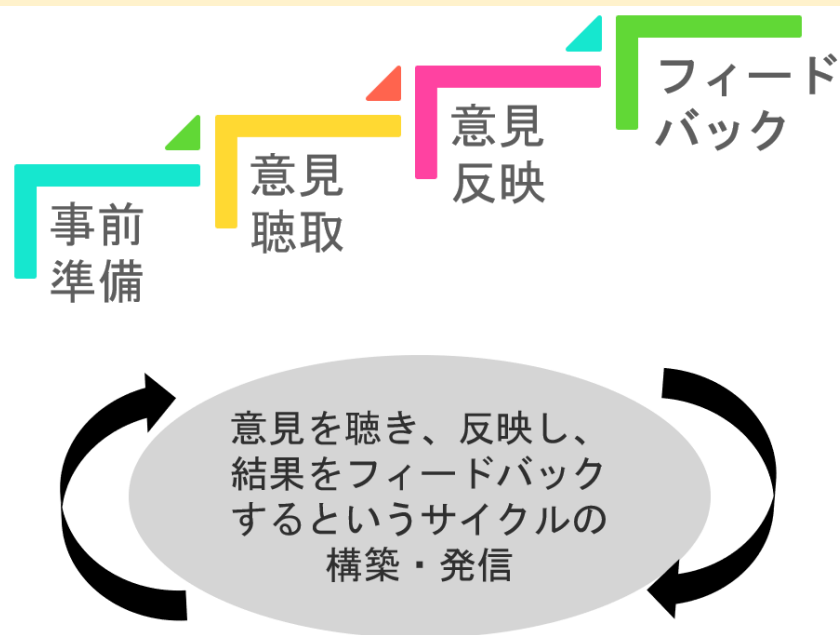
こども・若者の意見反映

こどもまんなか
こども家庭庁

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(1)

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映**し、**常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



事前準備

↳こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳様々な手法や機会を組み合わせることで聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正當に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(2)

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。



意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。



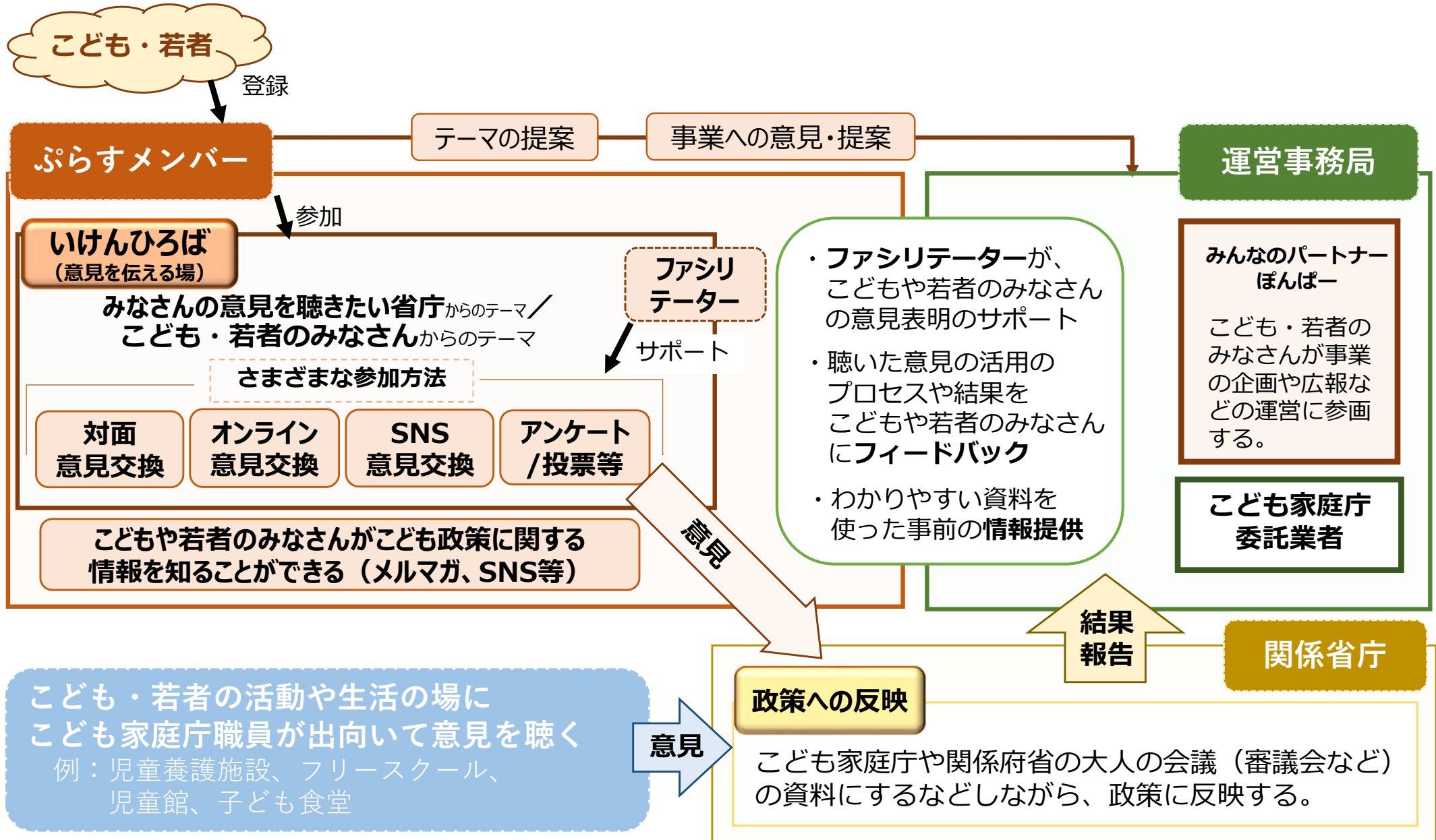
政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

しくみ（イメージ）



これまで実施したいけんひろばについて（10月25日時点）

これまでに実施したいけんひろば(概要)

- ・ テーマ数:12テーマ
- ・ 意見聴取人数:1,125人(延べ人数、アンケート回答件数含む)

●こどもの居場所づくりに関する指針に向けた意見聴取

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	23人	全世代	10名	7月31日	1時間

●若者と食の今後について考える！

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
農林水産省	対面	12人	中学生～高校生	4名	8月2日	2時間
	オンライン1	15人		3名	8月3日	2時間
	オンライン2	10人		3名		2時間

●新しくなった児童福祉法

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	アンケート	96件	小学4年生～高校生	—	7月24日～8月6日	—

●幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	アンケート	202件	全世代	—	8月1日～8月15日	—

これまで実施したいけんひろばについて（10月25日時点）

- 農林水産業・行政に関する効果的な消費者等への情報発信について（農林水産省に行ってみよう！）

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
農林水産省	対面	17名	中学生～高校生	3名	8月24日	2時間

- いじめや不登校など学校に関する悩み事について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁/ 文部科学省	アンケート	131件	小学生～高校生	—	8月28日～9月15日	—

- 生きづらさ、自殺したいという気持ちを抱える人に必要な支援について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	10名	高校生以上	3名	9月23日	2時間

- こども家庭庁概算要求について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	オンライン	24名	全世代	5名	9月22日	2時間

- こども向けホームページについて

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	16名	小学生～中学生	3名	10月9日	2時間

これまで実施したいけんひろばについて（10月25日時点）

●食育について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
農林水産省	対面	22人	小学5年生～高校生	4名	10月14日	2時間
	アンケート	81件		—	9月15日～29日	—

●こども大綱について（「こども大綱」「こどもまんなか社会」をいっしょに考えよう）

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	26人	全世代	6名	10月21日	2時間
	オンライン	25人		6名	10月21日	2時間
	チャット	34人		6名	10月20日～21日 10月22日～23日	2日間 ×2回
	アンケート	133件		—	10月3日～19日	—
	出向く	9人	児童養護施設	各1.5～ 2時間		
		29人	ひとり親家庭のこども（オンライン）			
		一人	障害児支援施設（今後実施）			
		一人	児童館（今後実施）			

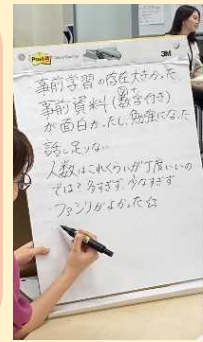
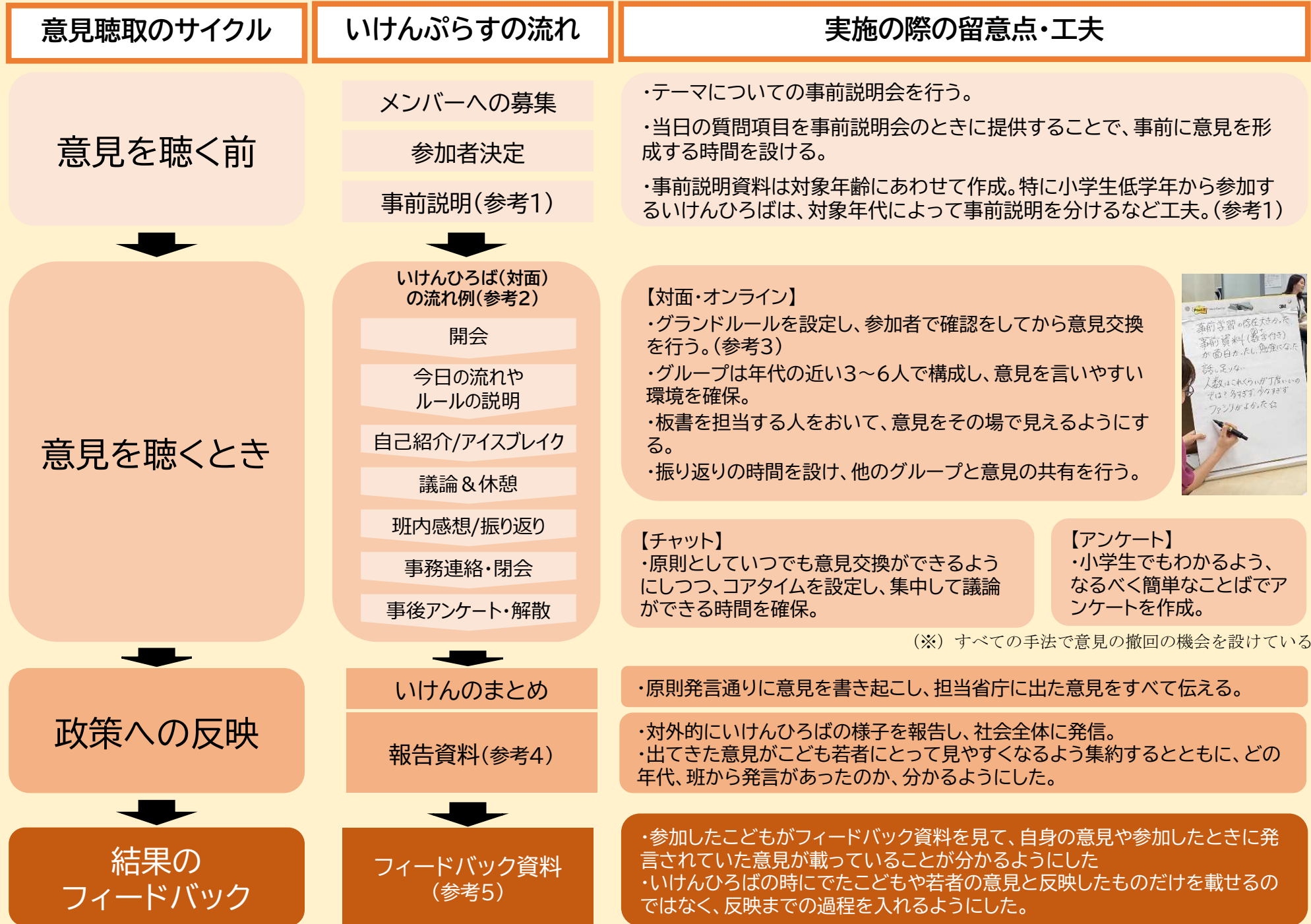
※チャットのみLINEオープンチャットの対象年齢が13歳以上のため中学生以上

●こども・若者の海に対する意識について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
国土交通省	アンケート	210件	小学生～高校生	—	9月15日～10月13日	—

※10月25日現在

いけんひろば実施時の主な流れと留意点



こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について

～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(1)～

取組	概要	実施時期
①こどもわかものいけんの会	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名によるこども・若者対象の公聴会（オンライン） 小学生年代～20代までが対象 事前登録制、各回50名まで 	10月15日（日） ・9時30分～10時30分（小学生年代） ・11時15分～12時15分（中学生年代） ・13時30分～14時30分（高校生年代～20代①） ・15時15分～16時15分（高校生年代～20代②）
②公聴会（子育て当事者向け）	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名による公聴会（オンライン） 高校生年代までのこどもがいる子育て当事者が対象 事前登録制、100組まで（親子での参加も可） 	10月14日（土）10時～12時
③公聴会（一般向け）	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名による公聴会（オンライン） 対象に制限なし 事前登録制、250名まで 	10月14日（土）14時～16時
③こどもわかものパブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁HP上で実施 	9月29日（金）～10月22日（日）
④パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁HP、e-gov上で実施 	9月29日（金）～10月22日（日）
⑤こども若者★いけんぷらす	<ul style="list-style-type: none"> ①ぷらすメンバーを対象としたアンケート調査 ②ぷらすメンバーからの意見聴取（対面、オンライン、チャット形式） ③出向く型（1）児童館（関東近郊）、2）児童養護施設（都内）、3）障害児支援施設（都内）、ひとり親支援団体（オンライン） 	①10月3日（火）～10月16日（月） ②10月21日（土）午前（オンライン）・午後（対面）、 10月20日（金）～10月23日（月）（チャット） ③1）10月27日（金）15～16時半、 2）10月17日（火）16～18時、 3）10月25日（水）15～16時、 4）10月24日（火）19～20時半
⑥インターネットモニターへのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> インターネットモニター会社のモニターを対象としたアンケート調査 	10月5日（木）～10月17日（火）
⑦こども団体・若者団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 計10団体とかかわりのあるこども・若者へのヒアリング 	10月20日（金）16時～19時
⑧経済界・労働界ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 経済界（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）と労働界（日本労働組合総連合会）に対するヒアリング 	10月20日（金）14時半～16時半
⑩国と地方の協議の場	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体からの意見聴取 	10月27日（金）17時半～18時半

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(2)～

結果のまとめ①

- 小学生年代から20代のこども・若者の皆さん、子育て当事者のみなさんを始め、4,000件近い意見をいただきました。

#	意見聴取の取組	参加人数(延べ)	件数	取組の概要
1	こども若者いけんの会	74人	154件	こども若者を対象とした公聴会(オンライン)
	小学生年代	(29人)		
	中学生年代	(7人)		
	高校生年代～20代①	(17人)		
	高校生年代～20代②	(21人)		
2	公聴会	115人	185件	子育て当事者や一般の方を対象とした公聴会(オンライン)
	子育て当事者向け	(56人)	(121件)	
	一般向け	(59人)	(64件)	
3	パブリックコメント	1,872人	1,730件	こども若者や一般の方を対象としたパブリックコメント
	こども・若者向け	(124人)	(427件)	
	一般向け	(1,748人)	(1,303件)	
4	いけんぷらす	280人	1,360件	こども若者★いけんぷらすのメンバーを対象にした意見聴取
	アンケート	(133人)	(505件)	
	オンライン	(25人)	(185件)	
	チャット	(34人)	(203件)	
	対面	(26人)	(250件)	
	出向く型(児童館)	(16人)	(69件)	こどもや若者が集まる施設などに、職員などが出向いて行われた意見聴取
	出向く型(児童養護施設)	(9人)	(35件)	
	出向く型(障がい者支援施設)	(5人)	(18件)	
	出向く型(ひとり親支援団体)	(25人)	(95件)	
5	こども団体・若者団体ヒアリング	10団体	79件	こども若者が主体となって活動する10団体へのヒアリング
6	経済界・労働界ヒアリング	4団体	28件	経団連・日商・経済同友会・連合へのヒアリング
7	国と地方の協議の場	3団体	24件	全国知事会・全国市長会・全国町村長会との協議の場
8	意見書	20団体	255件	パブコメの一環として、各団体から受領した意見書



合計 2,341人・37団体

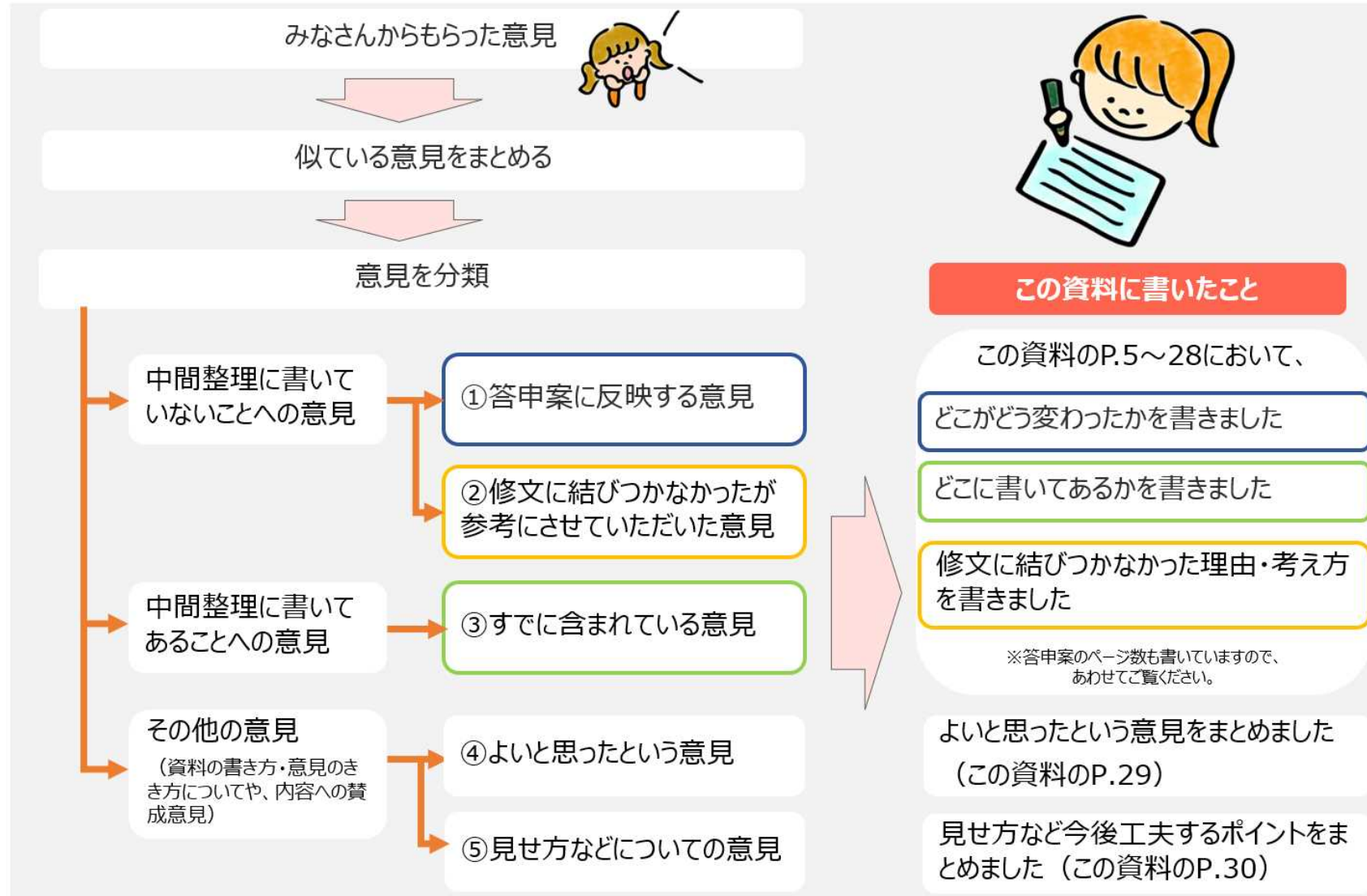
3,815件*

*大綱に関連する意見のみ集計。複数の内容が含まれる意見は、複数件として集計。

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(3)～

結果のまとめ③

- いただいたご意見はすべて読んで、反映できるかどうかを検討しました。修文に結びつかなかったものも、参考にさせていただきます。



(凡例) 一般：こども・若者、子育て当事者をのぞく個人の方 その他団体：こども・若者団体、自治体、経済労働団体を除く団体

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(4)～

みなさんからの意見への対応 (①答申に反映する意見、②すでに含まれている意見、③修正案に結びつかなかった意見)

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申案に反映する意見

②中間整理案に書いてある意見

③修正案に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見 (主なもの)

虐待防止対策について

- 「虐待は誰にでも起こりうるが」と書くことで虐待を擁護しているように見える。(こども・若者)
- 虐待により「親子」が傷つくまえに、という部分も違和感がある。(こども・若者)

虐待防止対策について

- 虐待からは絶対に守るというような内容があってもいいと思った。(こども・若者)
- 虐待は加害者と距離をおいてからが大変。自立への支援が重要。(こども・若者)
- 虐待を受けた場合には、物理的な支援だけでなく、こころのケアが重要。(こども・若者)
- こども本人の意見を聴き、こどもの最善の利益を考えて一時保護の判断をしてほしい。(一般)

社会的養護について

- 家庭でじゅうぶんな養育をうけられない環境にあるこどもの居場所づくりのため、自治体において児童育成支援拠点事業が積極的に導入、安定して運営されるよう支援してほしい。(その他団体)
- 離島などの地方では、社会的養護に関する情報が届かず、また助けをもとめる相手や支援機関がない。(こども・若者団体)
- 児童養護施設等の職員の人材確保・定着に必要な取組をしてほしい。(その他団体)
- 家族内に葛藤を抱える若者が家をはなれ、その日から住まいにこまるといった相談が、コロナ禍に頻発した。若者への住まいの保障と相談体制を具体化してほしい。(その他団体)

虐待防止対策について

- どのような状況であれば虐待として支援の対象となるのか明確化してほしい。(こども・若者)

ポイント

虐待は決して許されるものではないことを明確にほしい

「親子」が傷つく前にという表現をかえてほしい

虐待は許されない旨を書いてほしい

虐待を受けたこどもの自立への支援について書いてほしい

虐待を受けた場合のこころのケアについて書いてほしい

一時保護時にこどもの最善の利益を考えることを書いてほしい

児童育成支援拠点事業への支援についても書いてほしい

地域にかかわらず、社会的養護を必要とするすべてのこどもが対象になることを書いてほしい

児童養護施設の人材確保・定着に向けた取組を書いてほしい

家族内に葛藤を抱える若者の住まいについて書いてほしい

支援の対象となる虐待の定義について書いてほしい

答申案 (意見が反映されたもの)

● P.18 「虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではない」と修正しました。

● 予防の段階のセンシティブなニーズにどのように対応していくかという観点から、P.18の記載を修正し、充実させました。

書いてある場所

● 虐待予防と虐待を受けたこどものケアにしっかり取り組んでいきます。(P.18、19)

● 社会的養護経験者等の方について、一人一人段階を経て自立していけるよう、支援に取り組むことにしています。(P.19)

● ト라우マ等を含めた心のケアができる、高い専門性を持った人材を増やしていきます。(P.19)

● 児童相談所等による意見聴取を適切に行い、こどもが意見表明しやすい環境整備などにも取り組みます。(P.19)

● 子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援につなげていくため、こどもや親子の居場所支援の推進等として、しっかりと支援することとしています。(P.18)

● 社会的養護を含むこども施策については、地域の実情を踏まえつつ、推進することとしています。(P.12)

● 児童養護施設等における人材確保に努めることとしており、人材の定着も含めて取り組んでいきます。(P.19)

● 家庭から孤立した若者や、社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組むことにしています。(P.19、20)

修正案に結びつかなかった理由・考え方

● 児童虐待の定義や具体例について、児童虐待の防止等に関する法律や、「子ども虐待対応の手引き」にくわしく書かれており、支援の対象はそちらで明確にされています。

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(5)～

みなさんからの意見への対応 (④よいと思った、という意見)

11. みなさんが良いと評価してくれたところです。ありがとうございます！



みなさんの意見

こども大綱全体について

- 年齢ごとにあった取組をしてくれるのがよい。(こども・若者)
- (やさしい版について) こどもがわかりやすい文章・粒感にまとめているのがよい。ぱっと見てこどもにもわかりやすいと思った。(こども・若者)
- こどもの権利の主体を明確にきちんと記載されているというのは非常によい点。これまでのパターンリスティックな価値観からは大きく転換されており、高く評価している。(こども・若者団体)
- これまでは「成長」とか「どう育てていくか」の観点が強かったが、こどものウェルビーイングを軸にしているという点は非常に良い。(こども・若者団体)
- 幼児期において、遊びの充実について書いてあるのがよい。(こども・若者)

こどもまんなか社会について

- こどもまんなか社会ができることがうれしい。こどもが大切にされていると感じる。(こども・若者)

基本的な方針について

- 6つの基本的な方針はすごくいいなと思った。特に「③こども・若者の成長に合わせて、大人になるまでずっと支えます。」の部分において、将来のためではなく今すぐ支えてくれるところがいいなと思った。(こども・若者)

意見表明について

- 意見を言いやすいような雰囲気を作っているのがいいと思った。(こども・若者)

- 全体的にとてもよい。こども若者のことを考えてもらえていると思う(こども・若者団体)
- 貧困、いじめ、障害、医療など、さまざまな方面からの支援があり、誰もが必要な支援をうけることができそうな点に魅力を感じるから。(一般)
- これまでは、ひきこもりの若者や、社会から既に逸脱しているこどもに対象を限定していたが、今回はこども全般が対象としている点が良い。(こども・若者団体)
- こどもが生まれてから成長して教育をうけるまで幅広く対応していて良いと思った。(こども・若者)

- こどもまんなか社会はこれまで意識されていなかったが、大綱で世間に表明したことで、日本がこどもを中心とした社会になっていくような気がする。(こども・若者)

- 「③こども・若者の成長に合わせて、おとなになるまでずっと支えます。」はよいと思う。支えてもらった経験のある人は、将来ささえる側の人になれるので、③のような取組が増えるとよい。(こども・若者)

- このように当事者や現場の声を届ける場がつけられたことには希望を感じていて、感謝している。(こども・若者団体)

※こども・若者の皆様には、やさしい版の資料もお見せしてご意見いただきました。

こども・若者、子育て当事者の意見反映に関する 加藤大臣から自治体首長・地方議会議長宛て書簡 (令和5年11月17日)

拝啓

貴職におかれましては、こども施策の推進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何がもっともよいことかを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。これは、都道府県議会や市区町村議会において、こども施策の策定等を行う場合も同様です。

私自身、こどもや若者と直接意見交換したり、こどもや若者が政策について話し合い、意見を表明する場を拝見する中で、本音で意見を言える場づくりが大切であると感じています。国においてももしっかり取組を進めてまいりますが、こども施策の実施に当たり中心的な役割を担っている地方公共団体においても、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映する取組を継続的に行っていただくことが「こどもまんなか社会」を実現していく上で大変重要であると考えています。

このたび、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例、国における取組などをお示しし、今後の取組の参考としていただけるよう通知を发出了しました。また、地方公共団体における好事例の創出と横展開を図るための新たな事業を今月から始めることとしています。

これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、私も力を尽くしてまいりますので、貴職におかれましても、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただきますよう、心からお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和5年11月17日
内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

都道府県知事 殿
市区町村長 殿
都道府県議会議長 殿
市区町村議会議長 殿

各地方公共団体において、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただくため、11月17日に、地方公共団体の首長及び地方議会の議長宛てに、左記の通り加藤大臣から書簡を发出了しました。

併せて、こども家庭庁長官からの通知(次頁)も发出了しました。

こども・若者、子育て当事者の意見反映に関する こども家庭庁長官通知（令和5年11月17日）

加藤大臣書簡と併せて、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者、子育て当事者等の意見をこども施策に反映させるための国における取組を周知し、地方公共団体における取組を推進できるようこども家庭庁長官名で、各都道府県知事及び指定都市市長宛に通知を発出しました。（域内市区町村への周知も依頼。）

具体的には、

- こども・若者の意見の政策への反映に関する流れや取組のポイント
- 先進的な取組を行っている16の地方公共団体の取組
- 「こども若者★いけんぷらす」における取組
- こども大綱の策定に向けて、「こども若者★いけんぷらす」を活用するなどして、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴いた取組
- こども・若者意見反映サポート事業の開始（次頁参照）

を記載。

長官通知本体はこちら



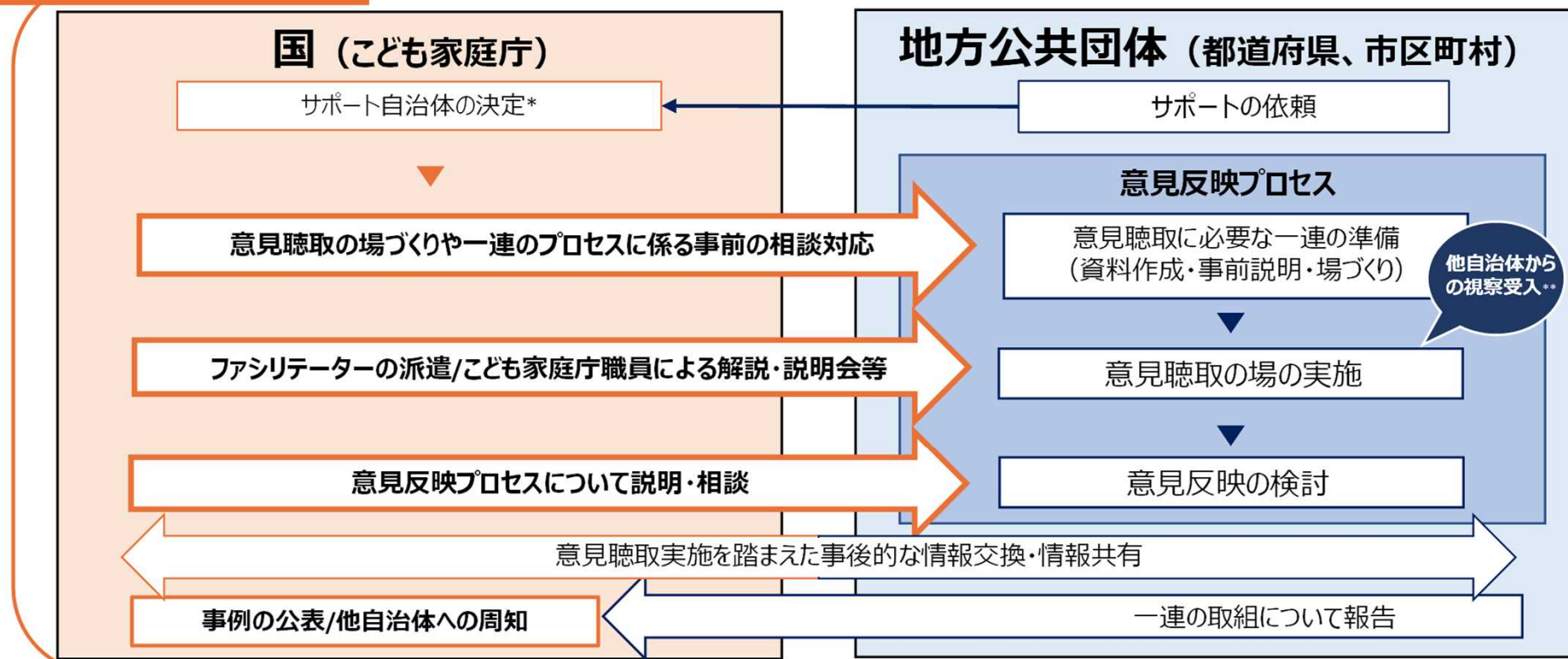
こども・若者意見反映サポート事業(1)

1. 目的・概要

こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対しても義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要である一方で、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行うことで、地方公共団体における意見反映の取組を推進します。

2. 事業スキーム



*実施可否は依頼内容を踏まえて、決定いたします。 **派遣先自治体の御意向を踏まえて、調整いたします。

こども・若者意見反映サポート事業(2)～山梨県の事例～

「こども・若者意見反映サポート事業」の第一弾として、令和5年11月27日(月)に山梨県へファシリテーターとこども家庭庁職員を派遣しました。

＜募集チラシ抜粋＞※山梨県作成

やまなしけん わかもの
山梨県こども若者いけんぷらす
さんかしゃぼしゅう
参加者募集

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者にとって一番良い環境づくりや取組がされるよう意見を聞かせてください。

「山梨県こども若者いけんぷらす」は、こどもや若者が自分の意見を表明できる機会をつくり、県が行う取組にこどもや若者の意見を反映させていく取組です。

頂いた御意見は、今後策定する「山梨県こども計画(仮称)」に反映させていただきます。

(1) 募集対象・募集人数
小学生から20代までのこども・若者 25人程度
(1993年4月2日から2017年4月1日までの生まれの方)

(2) 開催日時・場所
令和5年11月27日(月)午後4時から午後5時まで
県立愛宕山こどもの国 工作室(甲府市愛宕町358-1)

(3) 意見を聞くテーマ
幸福な生活を送るために必要なことについて

(4) 意見を聞く方法
5人くらいのグループに分かれて、意見を聞かせてもらいます。

(5) 応募方法
参加する方の氏名・年齢・連絡先をお伝えください。
連絡先: 山梨県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当

メール:
電話:

実施概要

- ◆ 目的: 「山梨県こども計画」策定に向けた意見聴取
- ◆ 担当部局: 山梨県子育て支援局子育て政策課
- ◆ 当日参加者: 24人(小学生から大学生まで)
- ◆ 派遣人数: ファシリテーター 4人
こども家庭庁職員 2人
- ◆ 質問した内容: あなたのまわりの人たちが幸せに生きていくために必要な「もの」や「こと」は何だと思いますか? など
- ◆ 県内市町村からの視察*: 県内6市町
*意見交換の様子のZoom配信およびこども家庭庁職員によるポイント解説・質疑応答

＜当日の様子＞



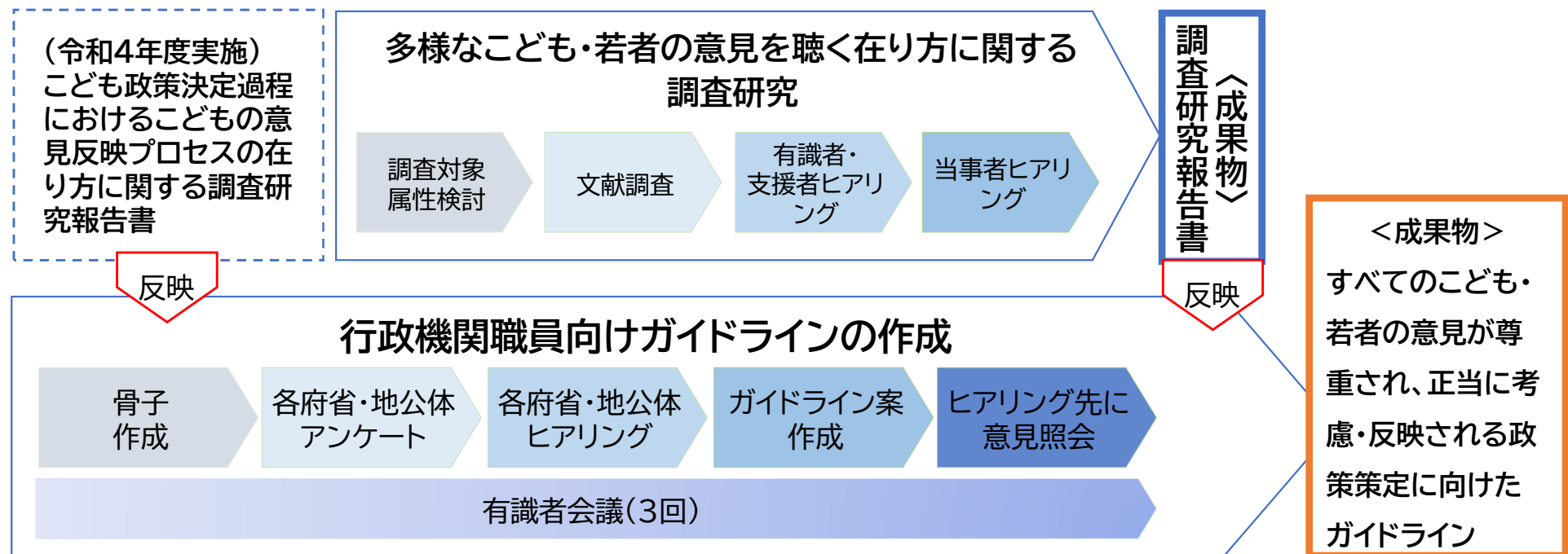
多様な子ども・若者の意見を聴く在り方及び子どもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究

調査研究の概要

令和4年度に子ども家庭庁設立準備室において実施した「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」において、声をあげにくい子どもや若者からの意見聴取の在り方について更なる検討の深掘りが求められたことを踏まえ、多様な子ども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行う。

また、そこで得られた内容等も踏まえ、各府省や地方公共団体の職員が、子どもの意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう意見聴取の際の留意点等をまとめたガイドラインを作成する。

調査研究の流れ



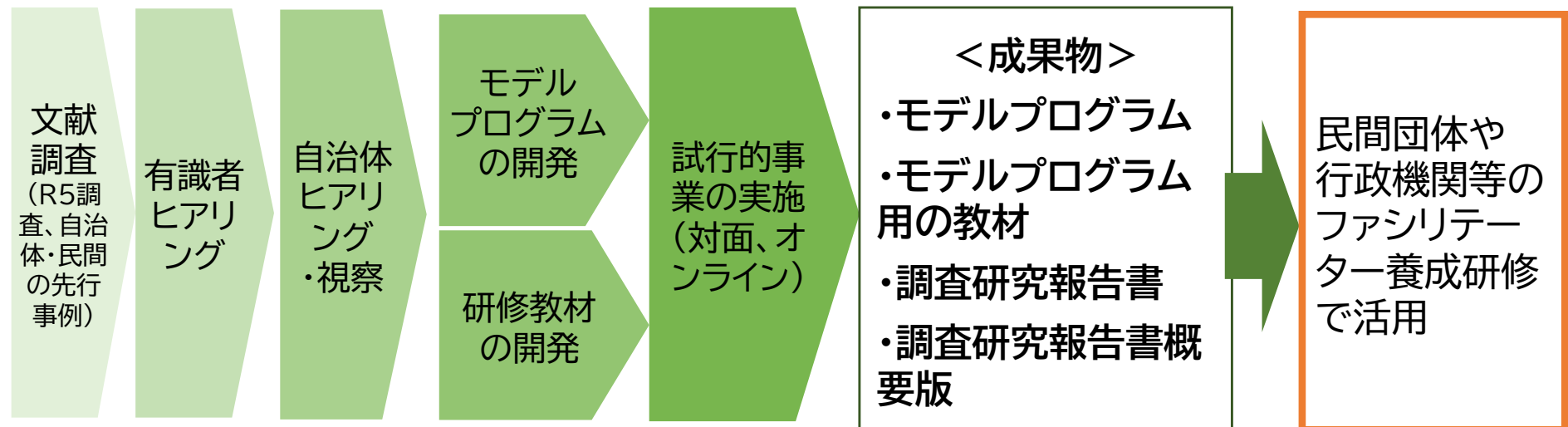
ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究

調査研究の概要

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こどもや若者の声を引き出すために必要となるファシリテーターを養成するためのモデルプログラムを作成する。作成したモデルプログラムについては、国による活用のほか、地方公共団体にも周知する。

調査研究の流れ

- ◆ こどもや若者が意見を言いやすい安全で安心な環境を全国的に整備



地域少子化対策重点推進交付金

こどもまんなか
こども家庭庁

地域少子化対策重点推進交付金

令和6年度当初予算案 10.0億円 令和5年度補正予算 90.0億円

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業（補助率：2/3、3/4）

（補助率3/4で支援するもの）

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化

・**地域の結婚支援ボランティア・事業者等
を活用した伴走型結婚支援の充実**

・**客観データ等に基づく地域課題の
分析を踏まえた結婚支援推進
モデル事業**

- ・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援



結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（補助率：1/2、2/3）

（補助率2/3で支援するもの）

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・**地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成**
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・**子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業**
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業（補助率：1/2、2/3）

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活を経済的に支援（家賃、引越費用等を補助）する取組）を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進
【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

○ 一般コース（補助率：1/2）

【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円



重点メニュー（補助率3/4）

～地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実～

地方公共団体が行う結婚支援の更なる質の向上を図るため、結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法を明確化した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用し、自治体の結婚支援センターの相談員やボランティア、仲人（無償の場合に限る）等の多様な担い手の育成を図るとともに、結婚を希望する男女のニーズに応えるため、いつでも悩みに寄り添い、切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組。

モデルプログラムを活用した人材育成

① 育成計画の策定

結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムをもとに、地域や対象者の実情に応じた育成計画を策定

② 研修、ネットワーク形成等

育成計画の内容に沿った研修等を実施し、結婚支援ボランティア等を育成



結婚相談・伴走型結婚支援

③ 相談支援体制の整備・実践

結婚に関する相談や、交際や成婚につながるための結婚支援ボランティア等による伴走型結婚支援について、利用者が対面で相談（オンライン面談（画面上で対面）を含む）でき、切れ目ない支援ができる体制の整備及び実践



適宜、フィードバック

【主な対象経費】

ボランティア等の育成に係る経費（育成計画の策定及び研修に要する人件費・謝金・会場費・旅費・保険料等）、結婚相談・伴走型結婚支援の体制整備及び実践に要する経費（相談会の開催、ボランティアの活動経費（実費相当分に限る）を含む）等

重点メニュー（補助率2/3） ～子育て家庭やこどもとの触れ合い体験～

若い世代が家庭や地域で乳幼児等とふれあう機会が少なくなっていることから、日常生活において継続的に乳幼児等とふれあうことにより、命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するとともに、子育て家庭に対しても社会とのつながりの場を提供することで、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組

子育て家庭やこどもとの触れ合い体験

乳幼児ふれあい体験の実施

○若い世代が乳幼児等と直接ふれあう体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てについての理解を深める。



子育て体験プログラムの実施

○若い世代が子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てを応援する機運を醸成



地域世帯への情報提供・広報

○報告書等を作成し、地域世帯全体を対象とした情報提供・広報を実施（広報誌への掲載、ホームページやSNSでの発信等）

【主な対象経費】

ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭を募集・マッチングするための費用、ふれあい体験参加親子や子育て体験プログラム受入れ家庭への謝金、保険加入費用、印刷費用、広報費用、消耗品費等

「こどもまんなかアクション」の展開

1. 趣旨

こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める。

2. これまでの取組と今後のスケジュール

- 4月28日 GW前後に「こどもファスト・トラック」を実施予定の施設の公表
- 5月2日 「こどもまんなか応援サポーター」取組の発表
「こどもまんなか」に向けた自発的なアクションと「#こどもまんなかやってみた」を付けてSNS等で発信するよう企業・個人・自治体などに広く呼びかけ。
- 6月6日 「こどもまんなかマーク」投票
- 6月12日 子育て当事者に対するニーズ調査実施（ウェブアンケート）
- 7月22日 「こどもまんなかアクション」キックオフイベントの開催 「こどもまんなかアクション」の本格始動を宣言
- 8月8日 「こどもまんなかアクション公式LINE」の開設 お友だち1万人超
- 9月29日 「こどもまんなか応援サポーター」の好事例の発信開始
- 10月30日 リレーシンポジウムのキックオフ（各地域でもリアル・オンライン実施）令和6年3月までに全国10か所で実施
- 11月以降 「秋のこどもまんなか月間」、「ニーズ調査結果公表」、「こどもまんなかアワード」の発表
「こどもまんなか応援サポーター」とのアクション連携等を順次実施

こどもまんなか応援サポーター概要

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

1 こどもまんなかの趣旨に賛同する。

こどもまんなか社会実現に向けて、賛同した方・団体メンバーご自身がこども若者に対して何ができるのかを考えるきっかけづくり。

「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践していきます。どんなこどものことも考えていきます。

2 サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行する。

こども・若者に意見を聴き尊重した上で何ができるか、の答えはさまざま、正解はありません。それぞれにできる、こどもまんなかに向けたアクションをぜひお願いします。

※ アクション例

- ・「こどもかいぎを開いて、こども・若者の意見をきいて〇〇に反映してみた」
- ・「電車の乗り降りで、ベビーカーを優先する」・「トイレの行列など、子連れに順番譲っている」
- ・「荷物を持つてるお子さん連れに、ドアあけてあげる」・「お店に子連れ優先席つくった」

3 ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。

SNS(Twitter、Instagram等) やYouTube上でそれぞれのアクションを **#こどもまんなかやってみた** をつけて発表。

積極的な発信とアクションのご協力をお願いいたします。

こども家庭庁はリツイートやホームページでのご紹介等で拡散とみなさまのアクションの見える化を行います。

※ みなさんに使っていただける「こどもまんなかマーク」が投票により決定。ホームページで登録いただくことによりご活用いただけます。

<https://www.cfa.go.jp/mannaka-mark/>

こども
まんなか

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

広がっています！こどもまんなか応援サポーター

31道府県 203市区町村 企業・団体749 個人参加126 に拡大中 ※12月14日現在

熊本県とくまモン



埼玉県



水戸市



ファミリーマート



伊藤忠商事



第3の場所 いましば



南九州大学



日本航空



みずほ銀行



Jリーグ



自治体のみなさま、団体のみなさま、企業のみなさま、みなさまの取組やアクションを全国でつなげていき、「こどもまんなか」をひろげていきましょう。#こどもまんなかやってみた

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

意識改革は、点（自治体）から面（地域の企業・団体ぐるみ）への広がりへ。

【札幌市の例】

こどもたちへお仕事・社会体験を提供するイベント「ミニさっぽろ」を通じて協力会社56社もいっしょに応援サポーターに参加。



札幌市子どもの権利条例で定める「豊かに育つ権利」を保障するため様々な体験機会を提供する。それが、こどものまち「ミニさっぽろ」です。

こどもまんなか応援サポーター宣言をした企業・団体の皆様

アイビック食品株式会社	ALSOK（アルソック総合警備保障）	伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社
岩田地崎建設株式会社	株式会社カナリヤ	株式会社札幌エネルギー供給公社
札幌丘珠空港ビル株式会社	札幌環境維持管理協会	一般財団法人札幌下水道公社
札幌こども専門学校	一般財団法人札幌市環境事業公社	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
一般財団法人札幌産業流通振興協会（アクセスサポロ）	札幌市管工事業協同組合	公益社団法人札幌市子ども育成連合会
札幌商工会議所情報部会/北海道印刷工業組合	株式会社札幌振興公社	一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	札幌総合情報センター株式会社	一般社団法人札幌地方自動車整備振興会
札幌デザイン&テクノロジー専門学校	札幌日信電子株式会社	札幌ビューティーアート専門学校
株式会社札幌リゾート開発公社	札幌臨床検査技師会	株式会社GKI
JA北海道信連	JFEエンジニアリング株式会社北海道支店	JFEテクノス株式会社
株式会社ストロベリーコーズ	六丸株式会社	株式会社田中組
道路工業株式会社	トランスコスモス株式会社	株式会社ナカシマ薬局
日本航空株式会社	日本郵便株式会社北海道支社	株式会社ビエトロ
株式会社フィリップス・ジャパン	フクダ電子北海道販売株式会社	富士通Japan株式会社
ホクレン農業協同組合連合会	株式会社北海道アルバイト情報社	北海道エネルギー株式会社
一般社団法人北海道建築士会/一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	公益社団法人北海道作業療法士会	一般社団法人北海道歯科衛生士会
北海道自動車処理協同組合	北海道現職訓練士会	株式会社北海道新聞社
北海道製麺協同組合	北海道鉄筋協同組合	丸美珈琲有限公司
雷印メグミルク株式会社	株式会社ロス・エンタテインメントモデル事業部モーディア	

計56社（五十音順）

【岡山県の例】

経済6団体をとりまとめてサポーターに一斉参加。県ぐるみでの「子育て応援企業」を募集し、活動を広げる。

経済6団体と「こどもまんなか応援サポーター」共同宣言を行いました。

◆ 共同宣言団体名

岡山県
岡山県経済団体連絡協議会
岡山県商工会議所連合会
岡山県経営者協会
岡山経済同友会
岡山県中小企業団体中央会
岡山県商工会連合会



「おかやま子育て応援宣言企業」を募集しています！

こどもまんなか応援サポーターの取組好事例を庁のホームページやアクション公式LINEで紹介。参加の輪を広げる。

LINE配信イメージ

ホームページ掲載例



<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/case/>

こどもまんなかアクション取組事例のご紹介

こどもまんなか応援サポーターのみさんから寄せいただいた取組を、こども家庭庁WEBページでご紹介しています。

■ご紹介事例のカテゴリと各事例
5つのカテゴリから、8つの事例をご紹介します。

- <居場所づくり・こども食堂>
 - ◆ラボカフェ (石川県)
 - ◆子どもの居場所 Tsubame (神奈川県)
 - ◆te to te〜つなんぐん家〜 (鳥取県)

- <インクルーシブ社会>
 - ◆小児がん支援につながる商品の発売 (全国)

- <こども・子育て応援支援>
 - ◆手ぶら登園 (全国)
 - ◆子育て応援車 (東京都・神奈川県)

- <体験型子育て応援支援>
 - ◆海洋プラスチックごみ問題を学ぶプラ狩り体験 (福岡県)

- <こども・若者主体のアクション>
 - ◆制服リユース (三重県)

各取組の詳細な情報については、バナーをタップするとご確認くださいませ。

全国各地で、様々な取組が広がっています。皆さま、ぜひご覧ください！

こどもまんなか こども家庭庁

ホーム > 政策 > こどもまんなかアクション > こどもまんなかアクションの紹介 > 居場所づくり・こども食堂

居場所づくり・こども食堂

※写真・画像・内容については、ご承認済みのものをこどもまんなか応援サポーターの皆様からご提供いただき、ご紹介しております。

【ラボカフェ】 NPO法人じっくらあと

掲載日：2023年9月29日
実施地域：石川県輪島市



サイト内検索

新着・更新情報
広報・報道
大臣等会見

組織情報

政策
会議等
法令
採用
資料
申請・届出
調達情報
関連リンク

Global Site

注目トピック

こども大綱の策定に向けた議論の中間整理
こどもの居場所づくりに関する指針（案）に対する意見公募

サイトポリシー
プライバシーポリシー
アクセシビリティポリシー
お問い合わせ
お問い合わせ先
お問い合わせ先
お問い合わせ先

こどもまんなか こども家庭庁

ホーム > 政策 > こどもまんなかアクション > こどもまんなかアクションの紹介 > こども・子育て応援

こども・子育て応援

※写真・画像・内容については、ご承認済みのものをこどもまんなか応援サポーターの皆様からご提供いただき、ご紹介しております。

【手ぶら登園】 ユニ・チャーム株式会社/BABY JOB株式会社

掲載日：2023年9月29日
実施地域：全国



取組概要

2019年にBABYJOB株式会社との提携により、保護者と保育士双方の育児負担を軽減する「手ぶら登園」を開始しました。この取り組みは、月額定額料金を支払うことで、紙おむつやおしりふきが保育施設に直接届く、サブスクリプションモデルです。

サイト内検索

新着・更新情報
広報・報道
大臣等会見

組織情報

政策
会議等
法令
採用
資料
申請・届出
調達情報
関連リンク

Global Site

注目トピック

こども大綱の策定に向けた議論の中間整理
こどもの居場所づくりに関する指針（案）に対する意見公募

サイトポリシー
プライバシーポリシー



居場所づくり・こども食堂



インクルーシブ社会



こども・子育て支援



体験型子育て支援



こども・若者主体のアクション

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に向けた戦略的広報

長官官房 総務課（※2（2）のみ長官官房 参事官（総合政策担当））

令和5年度補正予算：6.1億円
（うちデジタル庁一括計上予算：0.7億円）

1 事業の目的

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々などを応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- この意識改革のための取組として、「こどもまんなかアクション」を展開するとともに、国民のニーズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報等を実施する。

2 事業の概要・スキーム

（1）こどもまんなかアクションの推進

地方自治体、企業、個人などによる「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組を推進するため、メディア、SNS、イベント・シンポジウムを通じて情報発信を実施する。

（2）若者団体に関する調査研究

「こどもまんなか社会」の実現に向け、若者が主体的に活動して社会に参画する団体についての国内外での取組事例等に関する調査研究を実施する。

（3）こどもの意見聴取のためのこども家庭庁HP機能向上

こども向けWEBサイトについて、「こども若者★いけんぷらす」メンバー等へのわかりやすい情報発信や参加機会を拡充するための機能向上を行う。



3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

令和6年度「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」の推進について（協力依頼）

事務連絡
令和6年1月12日

各都道府県子育て担当課 御中
各指定都市子育て担当課 御中

こども家庭庁長官官房総務課

令和6年度「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」の推進について（協力依頼）

平素より貴団体におかれましては、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革の取組にご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」としており、こども・子育てにやさしい社会づくりのためには、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成する必要があります。

その取組の一つとして、昨年10月より「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同いただいた地方自治体と連携し、「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」を開催し、こども、子育て、働き方等様々なテーマに関する各地域の課題に対し、企業・団体、地方自治体、個人等が連携していくための様々な意見交換や先進事例紹介等を実施するとともに、こどもや子育て世帯等を地域全体で支える機運を醸成すべく、取り組んでいるところです。

企業・団体、地方自治体、個人等の取組との連携を広げていくとともに、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運をさらに醸成すべく、令和6年度においても地方自治体と連携して「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」を開催していきたいと考えております。

については、下記の通り実施費用の一部をこども家庭庁が負担する予定としておりますので、貴自治体における「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」の開催の検討をお願い申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市区町村へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

負担割合：1 / 2（200万円を上限、委託費として支出）

開催概要：意見交換、先進事例紹介の実施、こども未来戦略の紹介等

対象自治体：都道府県、市区町村

※ 希望自治体多数の場合は、調整させていただく場合があります。

上記の詳細については、担当までお問い合わせください。

（担当）
こども家庭庁長官官房総務課
TEL: 03-6771-8030

こども政策DXの実現に向けた実証事業

長官官房 総務課 (※2③のみ成育局 保育政策課)

令和5年度補正予算：10億円

1 事業の目的

- 地方自治体や子育て関連事業者等が行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等を効果的に進められるよう、こども政策DXに係るモデル事業等を短期集中で実施し、効果や課題、留意点等をまとめた報告書やガイドライン等を作成し、横展開を図る。また、特に手続負担や業務負担が大きいとされる保育現場でのDXについて、デジタル行財政改革の積極的な推進の観点から、取組の具体化に向けた調査研究を実施する。これらによりこどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図り、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①こども政策DXモデル事業の実施

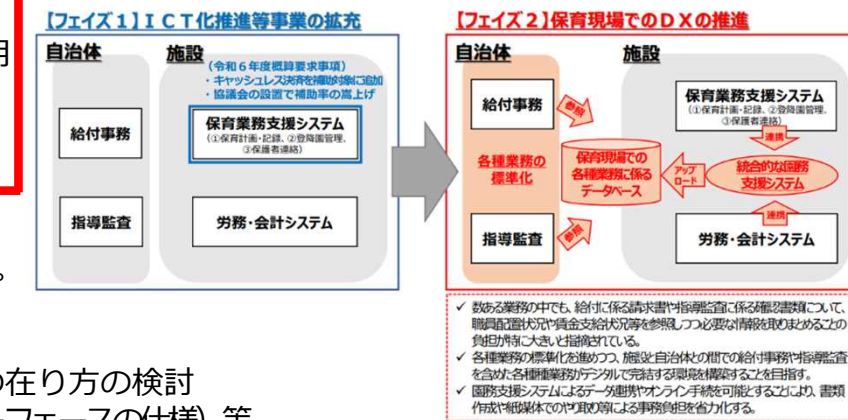
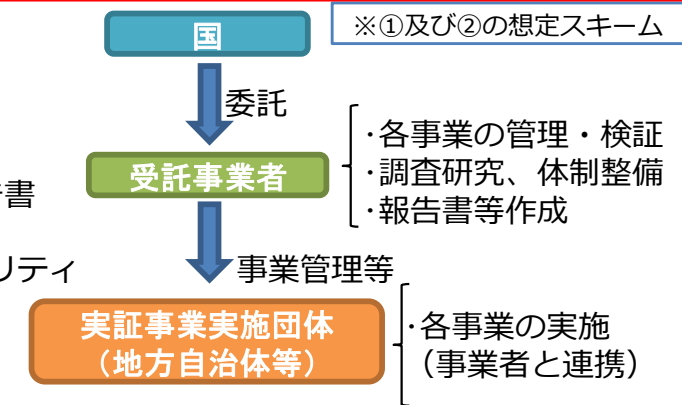
- ・地方自治体や保育施設等において、行政手続や事務処理等のDXの取組を実証的に行う。
- ・出生窓口、保育実務、母子保健等の幅広い領域で実施。
- ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、これらをまとめた報告書等を作成し、横展開することで全国の地方自治体等のこども政策DXの取組を推進。
- ・実証事業等を踏まえ国で行うべきシステム開発等に係るDX戦略・人材育成、仕様書等検討、セキュリティ対策等もあわせて行う。

②こども・子育て分野における生成AI利用に係る調査研究

- ・地方自治体や保育施設等において、生成AIを利用した取組を実証的に行う。
 - ・保育、母子保健、安全対策、伴走型相談支援等の幅広い業務で実施。
 - ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、生成AI利用のガイドライン等を作成することで全国の地方自治体等の適切な生成AI利用を進める。
- ※[生成AI利用の想定場面例] 住民からの子育て相談や問合せ対応、広報文等作成・マニュアル等改定
保育時における画像生成AI等利用、保育施設等における研修資料作成、園周辺の安全対策案の策定等

③保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業

- ・有識者や関係者（地方自治体、保育施設、ベンダー等）の参画を得て、以下の調査研究を行う。
- (1)地方自治体において行う給付事務・監査事務の実態把握
- (2)保育施設等において行う保育業務・管理運営業務の実態把握
- (3) (1) (2)の事務の標準化・デジタル化の検討及びそのために必要な共通データベースの在り方の検討
(データベースの構築主体、各種ICTツールとのデータ連携を可能とする標準規格、ユーザーインターフェースの仕様) 等



- ✓ 数ある業務の中でも、給付に係る請求書や指導監査に係る確認書類について、職員配置状況や資金支給状況等を参照し、かつ必要が判明されるまでの負担が軽減できると見込まれている。
- ✓ 各種業務の標準化を進めつつ、施設自治体との間で給付事務や指導監査を含めた各種業務がデジタルで完結する環境構築することを目指す。
- ✓ 国務支援システムによるデータ連携やオンライン手続を可能とすることで、書類作成や紙媒体でのやり取りによる事務負担を省力化する。

3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

※上記赤枠内の①・②の事業について、地方公共団体（都道府県、市区町村）に対し実施団体を公募予定（早ければ今月開始）

令和5年度補正予算：1.0億円

1 事業の目的

- 地方自治体や子育て関連事業者等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供するため、「こども政策DX見本市」を開催する。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方自治体等との協働・連携を推進し、こどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図ることを通じ、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①こども政策DX見本市の開催

- ・ こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者がそれぞれが提供する技術・サービスを出展し、こども・子育て分野におけるDXの取組を進めようとする地方自治体や子育て関連事業者等とのマッチングのための見本市を開催する。
- ・ 見本市では先進事例等の紹介やセミナーも実施し、地方自治体や子育て関連事業者等のDXの取組を支援する。
- ・ 開催は東京・大阪等の首都圏での開催（2～3日程度）を想定。
- ・ 遠方からでも参加できるようオンラインとのハイブリッド開催や、専用HPでの展示内容閲覧も可能とする。

②事例集（カタログ）の作成

- ・ こども政策DX見本市の開催後に、出展事業者の取組内容をまとめた事例集（カタログ）を作成し、地方自治体等の取組に資するよう広く横展開を図る。

※見本市開催イメージ



3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）